

65歳以上の
年金受給者で
住民税を
納めている方に
お知らせです



平成25年10月から 住民税の年金からの引き落とし (特別徴収制度)が始まります！

広報てしかが5月号では特別徴収制度の概要をお知らせしましたが、今月は住民税引き落としの具体的な内容について説明します。

住民税の特別徴収は、平成25年10月開始です。

このため、平成25年度の住民税については、年税額の半分をこれまでどおり納付書、または口座振替で納めていたが、残り半分が10月～来年2月に支給される年金から3回に分けて特別徴収されます。

平成26年度以降の住民税については、年税額全額が4月～翌年2月に支給される年金から6回に分けて特別徴収されます。

これまでの納め方(年金所得のみ・年税額30,000円とした場合)

納付方法	納付書			
月	6月	8月	10月	12月
税額	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円
	年税額を4回に分けて納付			

平成25年度の納め方(年金所得のみ・年税額30,000円とした場合)

納付方法	納付書		特別徴収		
月	6月	8月	10月	12月	平成26年2月
税額	7,500円	7,500円	5,000円	5,000円	5,000円
	年税額の半分を2回に分けて納付		年税額の半分を3回に分けて納付		

平成26年度の納め方(年金所得のみ・年税額45,000円とした場合)

納付方法	特別徴収					
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	5,000円	5,000円	5,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	平成26年2月と同じ額			年税額の残りを3回に分けて納付		

特別徴収される住民税は、年金所得から計算した住民税だけです。

給与所得や事業所得など、年金以外の所得から計算した住民税については特別徴収されません。これらの所得がある場合は、年金からの特別徴収のほかに、納付書や口座振替、給与からの引き落としにより納めていただくことになります。

問い合わせ先／役場税務課課税係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)

いろいろな申請が1つの窓口で

環境生活課に総合サービス室が新設されました！

4月の機構改革により、総合サービス室が新設されました。

これまで、町民課住民係で戸籍の届け出や住民登録、パスポートなどの申請・受け付け・交付を行っていました。今後は環境生活課総合サービス室において、これらに加え総合案内や町民宿泊利用券、入居証明(車庫証明)などの申請を受け付けます。

総合サービス室は、役場1階中央、町民ホールの正面にあります。「この届け出はどこに出せばいいの?」「広報にこんな申請ができると書いてあったけど、課の場所が分からない」などといったときには、お気軽にお尋ねください。

これまで同様、役場全体が総合案内という気持ちに立ち、来庁される皆さんに親切で丁寧な対応に努めていきます。

問い合わせ先／役場環境生活課総合サービス室町民係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

ぜひご利用を！

納税は便利な口座振替で！！

口座振替 できるもの	町・道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、住宅使用料、保育料、介護保険料、上下水道使用料などです。	税目別納税通知書発送一覧
取扱金融機関	釧路信用金庫本支店、北洋銀行本支店、摩周湖農業協同組合、各郵便局です。	<ul style="list-style-type: none"> ● 軽自動車税 / 4月発送済み ● 固定資産税 / 5月発送済み ● 町・道民税 / 6月上旬発送予定 ● 国民健康保険税 / 6月中旬発送予定
申し込み 手続き	取扱金融機関または役場税務課、川湯支所で預金通帳使用の印鑑を持参し手続きをしてください。郵便貯金口座での振り替えを利用される方は、申込書をご自分で郵便局窓口へ直接持参していただきます。	

□税目別納期一覧

主な町税の納期は次のとおりとなっています。納期限を守って納税しましょう！

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
軽自動車税	1期										
固定資産税		1期		2期		3期		4期			
町・道民税			1期		2期		3期		4期		
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

※納期限は各月の月末です。月末が休日の場合は翌日になります。

※12月・2月の納期日は25日です。

問い合わせ先／役場税務課納税係

☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通) または ☎ 4 8 2 - 2 1 9 1 (内線 2 2 4・2 2 5・2 2 6)

児童手当を受給されている方へ

6月分以降の児童手当を 受けるには現況届が必要です

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

現況届の提出がない場合には6月分以降、手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▶現況届に必要な書類

- 児童手当現況届
 - 健康保険被保険者証の写し(国民年金・無年金の方は不要)
 - 印鑑
 - 今年の1月1日に本町に住居登録のなかった方 / 平成25年度所得(平成24年分)・扶養証明書
※配偶者を扶養していない方は配偶者分も必要となる場合があります。平成25年1月1日時点で住民票登録をしていた市区町村から取り寄せてください。
 - 受給者と児童が別居している方
○別居監護申立書
○児童が町外に住居登録している場合は、その児童が属する世帯全員の住民票
 - 現在登録している口座を変更したい方 / 通帳の写し。ただし、受給者の名義以外の口座に変更することはできません。
- ※必要に応じては、この他にも提出していただく書類があります。

▶提出場所

役場福祉こども課児童福祉係・川湯支所(受付時間 / 土・日曜日、祝日を除く 8時45分～17時30分)
屈斜路支所(受付時間 / 毎週水曜日の9時～正午)

▶提出期限 / 6月28日(金)

問い合わせ先／役場福祉こども課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)